＜＜＜新旧対照表＞＞＞

新	旧
多治見市是正請求手続条例 平成21年12月15日条例第42号 目次 第１章　総則（第１条―第７条） 第２章　是正請求	
第１節　是正請求手続（第８条―第10条の３）	第１節　是正請求手続（第８条―第10条の２）
第２節　審理手続等 第１款　審理手続（第11条―第20条） 第２款　審理員（第21条―第23条） 第３節　是正請求審査会への諮問（第24条） 第４節　決定（第25条―第30条） 第３章　是正請求審査会 第１節　設置及び組織（第31条・第32条）	
第２節　調査審議手続（第33条―第36条） 第４章　雑則（第37条・第38条）	第２節　調査審議手続（第33条―第37条） 第４章　雑則（第38条・第39条）
附則 第１章　総則 （目的） 第１条　この条例は、市の行為等に関して是正を求める請求について、公正かつ中立的な手続で解決する制度を定めることにより、市民の権利利益の保護を図り、市政の適正な運営に資するとともに、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第４項の規定により同条第１項に規定する機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　市の機関　議会又は市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関若しくは地方公営企業の管理者の権限を行う市長（これらに置かれる機関若しくはこれらの管理に属する機関若しくはこれらの機関の職員であって法令等（法令及び条例等をいう。以下同じ。）により独立に権限を行使することを認められたもの又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により市の指定を受けたものをいう。以下同じ。）を含む。）をいう。 （２）　法令　法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）並びに岐阜県の条例及び同県の執行機関の規則（地方自治法第138条の４第２項に規定する規程を含む。以下同じ。）をいう。 （３）　条例等　市の条例並びに規則及び企業管理規程（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程をいう。）並びに地方自治法第252条の17の２第１項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第１項の規定により岐阜県が定める条例により市が処理することとされた事務について規定する同県の条例及び同県の執行機関の規則をいう。	
（４）　行為　市の機関の意思決定及び活動をいう。	（４）　行為　市の機関の意思決定及び活動をいう。ただし、行政不服審査法に基づく不服申立て（同法第１条第２項に規定する他の法律に特別の定めがある場合の不服申立てを含む。）の対象となる行為を除く。
（５）　不作為　相当の期間内に何らかの行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。 （６）　行為等　行為又は不作為をいう。 （是正請求） 第３条　何人も、市の機関の行為等が適正でないと考えるときは、当該行為等の是正を請求することができる。	

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td colspan="2">2　前項に規定する請求（以下「是正請求」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対して行うものとする。
（1）　議会又は議会に置かれる機関の行為等　議会の議長
（2）　市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関又は地方公営企業の管理者の権限を行う市長（これらに置かれる機関若しくはこれらの管理に属する機関若しくはこれらの機関の職員であって法令等により独立に権限を行使することを認められたもの又は指定管理者を含む。）の行為等　市長
3　是正請求は、行為等があったことを知り得た日（相当な注意をもって調査すれば客観的に知り得た日をいう。）から３月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
4　是正請求は、行為等の日から１年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
（他の制度との関係）</td></tr>
<tr><td>第４条　前条第１項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあっては、是正請求をすることができない。
（1）　住民監査請求（地方自治法第242条第１項に規定する請求をいう。）その他の法令又は他の条例等の規定により、市に対して措置を請求することができる場合
（2）　行政不服審査法に基づく不服申立て（同法第１条第２項に規定する他の法律に特別の定めがある場合の不服申立てを含む。以下同じ。）ができる場合
（3）　行政手続法（平成５年法律第88号）第36条の３第１項又は多治見市行政手続条例（平成９年条例第１号）第34条の３第１項の規定による処分等の求めを行うことができる場合</td><td>第４条　住民監査請求（地方自治法第242条第１項に規定する請求をいう。）その他の法令又は他の条例等の規定により、市に対して措置を請求することができる行為等については、前条第１項の規定にかかわらず、当該法令又は他の条例等の規定により措置を請求するものとする。
＜号建てに変更＞
＜第２条第４号ただし書から移動＞
＜新設：第４条第２項から削除＞</td></tr>
<tr><td>2　行政手続法第36条の２第１項又は多治見市行政手続条例第34条の２第１項の規定による行政指導の中止等の求めについては、行政指導の中止等の求め又は是正請求のいずれも行うことができる。</td><td>2　前項の規定にかかわらず、多治見市行政手続条例（平成９年条例第１号）第34条の２第１項の規定による行政指導の中止等の求め又は同条例第34条の３第１項の規定による処分等の求めを行うことができる行為等については、これらの求め又は是正請求のいずれも行うことができる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">（適用除外）
第５条　次に掲げる行為等については、第３条第１項の規定は、適用しない。</td></tr>
<tr><td>（1）　是正請求人又は第三者が具体的な利害を有しない行為等</td><td>＜新設＞</td></tr>
<tr><td>（2）　議会（議会に置かれる委員会を含む。次号において同じ。）の議決（同意その他の意思決定を含む。以下同じ。）
（3）　議会の会議における議事整理その他の議会運営に関することで、議会の議員にのみ適用される行為等</td><td>（1）　議会（議会に置かれる委員会を含む。次号において同じ。）の議決（同意その他の意思決定を含む。以下同じ。）
（2）　議会の会議における議事整理その他の議会運営に関することで、議会の議員にのみ適用される行為等</td></tr>
</table>

新	旧
（４）　当事者間の法律関係を確認し、又は形成する行為等で、法令の規定により当該行為等に関する訴えにおいてその法律関係の当事者の一方を被告とすべきものと定められているもの （５）　地方税の犯則事件に関する法令等（他の法令等において準用する場合を含む。）に基づいて徴税吏員（他の法令等の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする行為等 （６）　学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる行為等	（３）　当事者間の法律関係を確認し、又は形成する行為等で、法令の規定により当該行為等に関する訴えにおいてその法律関係の当事者の一方を被告とすべきものと定められているもの （４）　地方税の犯則事件に関する法令等（他の法令等において準用する場合を含む。）に基づいて徴税吏員（他の法令等の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする行為等 （５）　学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる行為等
（７）　公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第２条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる行為等	＜新設＞
（８）　専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての行為等 （９）　相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令等の規定に基づいてされる裁定その他の行為等 （10）　公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法令等により直接に与えられた職員によってされる行為等	（６）　専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての行為等 （７）　相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令等の規定に基づいてされる裁定その他の行為等 （８）　公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法令等により直接に与えられた職員によってされる行為等
（11）　市政監察員（多治見市職員による公益通報に関する条例（平成18年条例第53号）第14条に規定する市政監察員をいう。）の職務上の行為等	（９）　市政監察員（多治見市職員による公益通報に関する条例（平成18年条例第53号）第14条に規定する市政監察員をいう。）の職務上の行為等
（12）　この条例に基づく行為等	（10）　この条例に基づく行為等（第32条の規定による行為等を除く。）及び前条第１項に規定する措置の請求に係る法令又は他の条例等の規定による行為等
（13）　前条第１項各号に規定する請求、不服申立て及び処分等の求めに対する行為等	＜旧10号から分離＞及び＜新設＞
（14）　聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令又は他の条例等に基づいてされる行為等	＜新設＞
２　国の機関又は地方公共団体若しくはその機関については、第３条第１項の規定は適用しない。	２　国の機関又は地方公共団体若しくはその機関については、第３条第１項の規定は適用しない。

（執行停止）

第６条　是正請求は、行為の執行又は手続の続行を妨げない。

２　行為庁（是正請求の対象となった行為等をした市の機関をいう。以下同じ。）は、必要があると

新	旧
認める場合には、是正請求人（第３条第１項の規定により是正請求を行ったものをいう。以下同じ。）の申立てにより又は職権で、行為の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」という。）をとることができる。 ３　前項に規定する場合において、行為の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、行為庁（以下この条及び第22条第３項において「執行停止庁」という。）は、執行停止をしなければならない。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、この限りでない。 ４　是正請求人から執行停止の申立てがあったとき、又は審理員（第11条第１項の規定により指名された者をいう。同項を除き、以下同じ。）から第22条第３項に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、執行停止庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。 ５　執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかとなったとき、その他事情が変更したときは、執行停止庁は、その執行停止を取り消すことができる。 ６　執行停止庁は、職権により執行停止をしたとき若しくは第４項の規定により執行停止をするかどうかを決定したとき又は前項の規定により執行停止を取り消したときは、その旨を是正請求人及び審理員に通知しなければならない。この場合において、執行停止をしない旨を決定したとき又は執行停止を取り消したときは、その理由を付して通知しなければならない。 （標準審理期間）	
第７条　審査庁（第３条第２項の規定により是正請求を受け付けた市の機関をいう。以下同じ。）となるべき市の機関は、是正請求がその事務所に到達してから６箇月を経過するまでに当該是正請求に対する決定（是正請求に対して市の機関が取るべき是正、改善その他の措置を定めることをいう。以下同じ。）をするよう努めるものとする。	第７条　審査庁（第３条第２項の規定により是正請求を受け付けた市の機関をいう。以下同じ。）となるべき市の機関は、是正請求がその事務所に到達してから＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿当該是正請求に対する決定（是正請求に対して市の機関が取るべき是正、改善その他の措置を定めることをいう。以下同じ。）をするまでに通常要すべき標準的な期間（以下「標準審理期間」という。）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。
＜削除＞	２　標準審理期間は、特段の理由がある場合を除き、３月を上限として定め、３月を超える期間を定める場合にあっては、その理由を明らかにしておかなければならない。
＜削除＞	３　標準審理期間が定められていない場合にあっては、審査庁は、是正請求がその事務所に到達してから３月を経過するまでに決定をするよう努めなければならない。
第２章　是正請求 第１節　是正請求手続 （是正請求書の提出） 第８条　是正請求は、是正請求書を提出してするものとする。ただし、書面によることができない場合は、口頭により是正請求をすることができる。 ２　是正請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 （１）　是正請求人の氏名又は名称及び住所又は事務所等の所在地 （２）　是正請求に係る行為等の内容 （３）　是正請求に係る行為等があったことを知った年月日 （４）　是正請求の趣旨及び理由	

新	旧
（５）　是正請求の年月日 （６）　その他規則で定める事項	
３　第３条第３項本文又は第４項本文に規定する期間（第10条の３第１号において「是正請求期間」という。）の経過後において是正請求をする場合には、前項に規定する事項のほか、第３条第３項ただし書又は第４項ただし書に規定する正当な理由を記載しなければならない。	３　第３条第３項本文又は第４項本文に規定する期間（第27条第１項　　において「是正請求期間」という。）の経過後において是正請求をする場合には、前項に規定する事項のほか、第３条第３項ただし書又は第４項ただし書に規定する正当な理由を記載しなければならない。
４　審査庁は、是正請求書（第１項ただし書の規定により口頭による場合の陳述を含む。）に不備がある場合は、是正請求人に対し相当の期間を定めて補正を求めることができる。	＜新規＞
（代表者） 第９条　多数人が共同して是正請求をしようとする場合においては、代表者を互選するものとする。	
２　前項に規定する場合において、代表者が互選されないときは、審査庁は、代表者を定める　　ことができる。	２　前項に規定する場合において、代表者が互選されないときは、審理員は、代表者の互選を命ずることができる。
（参加人） 第10条　利害関係人（是正請求人以外の者であって是正請求に係る行為等につき利害関係を有するものと認められるものをいう。以下同じ。）は、審理員の許可を得て、当該是正請求に参加することができる。	
２　審理員は、前項の規定により利害関係人の参加を許可したときは、当該利害関係人に是正請求書の写しを送付しなければならない。	＜新設＞
３　審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該是正請求に参加することを求めることができる。	２　審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該是正請求に参加することを求めることができる。
（是正請求の取下げ）	
第10条の２　是正請求人は、次条又は第25条第１項の規定による決定があるまでは、いつでも是正請求を取り下げることができる。	第10条の２　是正請求人は、　　第25条第１項の　　決定があるまでは、いつでも是正請求を取り下げることができる。
２　是正請求の取下げは、書面でしなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により取下げをすることができる。	
（是正請求の却下） 第10条の３　是正請求が次のいずれかに該当する場合、審査庁は、決定で当該是正請求を却下する。	＜第27条第１項から移動し、整備＞
（１）　是正請求が是正請求期間の経過後にされたものであるとき（第３条第３項ただし書又は同条第４項ただし書に規定する正当な理由があるときを除く）その他不適法なとき。	
（２）　第８条第４項の規定により相当の期間を定めて補正を求めた場合において、当該相当の期間を経過しても不備が補正されないとき。	
第２節　審理手続等 第１款　審理手続 （審理員の指名）	

新	旧
第11条　審査庁は、是正請求を受け付けたときは、前条の規定により是正請求を却下する場合を除き、第21条第２項に規定する名簿に記載されている者のうちからこの款に規定する審理手続を行う者を指名し、その者に是正請求書の写しを送付するとともに、その旨を是正請求人及び行為庁（審査庁以外の行為庁に限る。）に通知しなければならない。	第11条　審査庁は、是正請求を受け付けたときは、第21条第２項に規定する名簿に記載されている者のうちからこの款に規定する審理手続を行う者を指名し、その者に是正請求書の写しを送付するとともに、その旨を是正請求人及び行為庁（審査庁以外の行為庁に限る。）に通知しなければならない。
２　審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに、是正請求書の写しを行為庁に送付しなければならない。ただし、行為庁が審査庁である場合は、この限りでない。	
（審理手続の計画的進行） 第12条　是正請求人、参加人（第10条の規定により当該是正請求に参加する者をいう。以下同じ。）及び行為庁並びに審理員は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。	
２　審理員は、迅速かつ公正な審理を行うため、第14条から第19条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、是正請求人、参加人及び行為庁（以下「審理関係人」という。）を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。	２　審理員は、迅速かつ公正な審理を行うため、第16条から第18条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、是正請求人、参加人及び行為庁（以下「審理関係人」という。）を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。
（手続の併合又は分離） 第13条　審理員は、必要があると認める場合には、数個の是正請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の是正請求に係る審理手続を分離することができる。 （弁明書の提出） 第14条　審理員は、相当の期間を定めて、行為庁に対し、弁明書の提出を求めるものとする。 ２　行為庁は、前項の弁明書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。 （１）　行為についての是正請求に対する弁明書　行為の内容及び理由 （２）　不作為についての是正請求に対する弁明書　不作為の理由並びに予定される行為の時期、内容及び理由 ３　行為庁が次に掲げる書面を所持する場合には、前項第１号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。 （１）　多治見市行政手続条例第24条第１項の調書及び同条第３項の報告書 （２）　多治見市行政手続条例第27条第１項に規定する弁明書	
４　審理員は、行為庁から弁明書の提出があったときは、その写し（前項の規定により添付された書面を含む。）を是正請求人及び参加人に送付しなければならない。	４　審理員は、行為庁から弁明書の提出があったときは、これを是正請求人及び参加人に送付しなければならない。
（反論書等の提出） 第15条　是正請求人は、前条第４項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 ２　参加人は、是正請求に係る事案に関する意見を記載した書面（第20条第４項及び第22条第３項を除き、以下「意見書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。	
３　審理員は、是正請求人から反論書の提出があったときはその写しを参加人及び行為庁に、参	３　審理員は、是正請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び行為庁に、参

新	旧
加人から意見書の提出があったときはその写しを是正請求人及び行為庁に、それぞれ送付しなければならない。	加人から意見書の提出があったときはこれを是正請求人及び行為庁に、それぞれ送付しなければならない。
（口頭意見陳述） 第16条　是正請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者（以下この条及び第20条第２項第２号において「申立人」という。）に口頭で是正請求に係る事案に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事由により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。 ２　前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集して行わせるものとする。 ３　口頭意見陳述において、審理員は、申立人の陳述が事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。 ４　口頭意見陳述に際し、申立人は、審理員の許可を得て、是正請求に係る事案に関し、行為庁に対して、質問を発することができる。 （証拠書類等の提出） 第17条　是正請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。 ２　行為庁は、当該行為等の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。 ３　前２項の場合において、審理員が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 （物件の提出要求等） 第18条　審理員は、是正請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げることができる。 （１）　書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めること。 （２）　適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めること。 （３）　必要な場所につき、検証をすること。 （４）　是正請求に係る事案に関し、審理関係人に質問すること。 ２　前項の規定による審理員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 （是正請求人等による物件の閲覧等）	
第19条　是正請求人又は参加人は、次条第１項又は第２項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、第17条第１項若しくは第２項若しくは前条第１項第１号の規定により提出された書類その他の物件の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、記録された事項を審理員が指定する方法により表示したものの閲覧）又は当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。	第19条　是正請求人又は参加人は、次条第１項又は第２項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、第14条第３項各号に掲げる書面又は第17条第１項若しくは第２項若しくは前条第１項第１号の規定により提出された書類その他の物件の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、記録された事項を審査庁が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。
２　審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするとき	２　審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするとき

新	旧
は、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人（審理関係人を除く。）の意見を聴かなければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。	は、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の意見を聴かなければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
3　審理員は、第１項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。	
4　第１項の規定による交付に係る手数料は、無料とする。ただし、当該交付を行う場合における写し又は書面の作成及び送付に要する費用は、当該交付を受ける者　の負担とする。	4　第１項の規定による交付に係る手数料は、無料とする。ただし、当該交付を行う場合における写し又は書面の作成及び送付に要する費用は、是正請求人又は参加人の負担とする。

（審理手続の終結）

第20条　審理員は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとする。

2　前項に定めるもののほか、審理員は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができる。

（１）　次のアからオまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該アからオまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかったとき。

ア　第14条第１項　弁明書

イ　第15条第１項後段　反論書

ウ　第15条第２項後段　意見書

エ　第17条第３項　証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

オ　第18条第１項第１号　書類その他の物件

（２）　申立人が、正当な理由なく、口頭意見陳述に出頭しないとき。

3　前２項の規定により審理手続を終結したときは、審理員は、速やかに、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに次項に規定する審理員意見書及び事案記録（是正請求書、弁明書その他是正請求に係る事案に関する書類その他の物件をいう。第５項及び第24条第２項において同じ。）を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

4　審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき決定に関する意見書（以下「審理員意見書」という。）を作成しなければならない。

5　審理員は、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事案記録とともに、審査庁に提出しなければならない。

第２款　審理員

（審理員）

第21条　審査庁が第11条第１項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

（１）　是正請求に係る行為に関与した者又は是正請求に係る不作為に関与し、若しくは関与することとなる者

（２）　是正請求人

（３）　是正請求人の配偶者、４親等内の親族又は同居の親族

（４）　前号に掲げる者であった者

（５）　是正請求人の代理人又は後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人若しくは補助監督人

（６）　利害関係人

2　市長は、審理員となるべき者（以下「審理員候補者」という。）の名簿を第11条第１項の規定による指名の順位を付して作成し、事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

（審理員の職務）

第22条　審理員は、その良心に従い、独立して、前款に規定する事務の全てを行う。

2　審理員は、その管理に属する職員に事務の補助を、他の審理員候補者に審理の補助を求めること

新	旧
ができる。この場合において、補助を求められた者は、審理員に協力しなければならない。ただし、審理員の判断につき、合議によることができるものと解してはならない。 3　審理員は、必要があると認める場合には、執行停止庁に対し、執行停止をすべき旨の意見書を提出することができる。 （審理員等の保護） 第23条　審理員及び審理員候補者並びに前条第２項本文の規定により審理員の補助を行う者（以下「審理員等」という。）は、審理員若しくは審理員候補者であること又は審理員としての職務若しくは同項本文の規定による審理員の補助に関すること（次項において「審理員等の職務等」という。）を理由としていかなる不利益取扱（事実行為を含む。）も受けない。 2　前項のため、審理員等については、審理員若しくは審理員候補者であること又は審理員等の職務等に関し、多治見市職員による公益通報に関する条例の例による保護を受ける。 第３節　是正請求審査会への諮問 第24条　審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、是正請求審査会（第31条第１項に規定する是正請求審査会をいう。以下同じ。）に諮問しなければならない。 （１）　議会の議決又は審議会等（地方自治法第138条の４第３項に規定する機関をいう。以下同じ。）の議を経て当該行為等が行われた場合 （２）　議会の議決又は審議会等の議を経て決定をしようとする場合（第４項の規定による場合を含む。） （３）　是正請求が、是正請求審査会によって、市民の権利利益及び市政の適正な運営に対する影響の程度その他当該事案の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合	
＜削る＞	（４）　是正請求が不適法であり、却下する場合
（４）　是正請求の全部を認容しようとする場合（当該是正請求の全部を認容することについて反対する旨の意見書が提出されている場合又は口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）	（５）　是正請求の全部を認容しようとする場合（当該是正請求の全部を認容することについて反対する旨の意見書が提出されている場合又は口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）
2　前項の規定による諮問は、審理員意見書及び事案記録の写しを添えてしなければならない。	
3　第１項の規定により諮問をした審査庁は、審理関係人（行為庁が審査庁である場合にあっては、是正請求人及び参加人。以下この項において同じ。）及び審理員に対し、当該諮問をした旨を通知するとともに、審理関係人に審理員意見書の写しを送付しなければならない。	3　第１項の規定により諮問をした審査庁は、審理関係人（行為庁が審査庁である場合にあっては、是正請求人及び参加人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）＿＿＿＿＿＿に対し、当該諮問をした旨を通知するとともに、＿＿＿＿＿＿審理員意見書の写しを送付しなければならない。
4　是正請求の認容に伴い、一定の行為が必要となる場合において、当該行為をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、議会の議決若しくは審議会等の議を経ること又は関係行政機関との協議の実施その他の手続をとることができる。 第４節　決定 （決定）	
第25条　審査庁は、是正請求審査会から諮問に対する答申を受けたとき（前条第１項（同項第２号を除く。）の規定により諮問を要しない場合＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿にあっては審理員意見書が提出されたとき、同号の規定により諮問を要しない場合にあっては同号に規定する議決又は議を経たとき）は、遅滞なく、決定をしなければならない。	第25条　審査庁は、是正請求審査会から諮問に対する答申を受けたとき（前条第１項の規定による＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿諮問を要しない場合（同項第２号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同号に該当する場合＿＿＿＿＿＿＿＿にあっては同号に規定する議決又は議を経たとき）は、遅滞なく、決定をしなければならない。
2　審査庁は、是正請求審査会の答申（前条第１項第２号に規定する議決又は議を経たときは当該議	

新	旧
決又は議）を尊重して決定をしなければならない。 （是正請求の認容）	
第26条　是正請求に係る行為が適正でない場合（次条第２項の規定の適用がある場合を除く。）は、審査庁は、決定で、当該行為の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が行為庁の上級行政庁又は行為庁のいずれでもない場合には、当該行為を変更することはできない。	第26条　是正請求に係る行為が適正でない場合（次条第３項の規定の適用がある場合を除く。）は、審査庁は、決定で、当該行為の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が行為庁の上級行政庁又は行為庁のいずれでもない場合には、当該行為を変更することはできない。
２　是正請求に係る不作為が適正でない場合には、審査庁は、決定で、その旨を宣言する。 ３　前２項に規定する場合において、審査庁は、一定の行為をすべきものと認めるときは、次の各号に掲げる審査庁の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる。 （１）　行為庁の上級行政庁である審査庁　当該行為庁に対し、当該行為をすることを求めること。 （２）　行為庁である審査庁　当該行為をすること。 ４　第１項の場合において、是正請求を行ったことを理由として是正請求人の不利益に当該行為を変更してはならない。	
（是正請求の　　棄却）	（是正請求の却下又は棄却）
第27条　＜削る＞	第27条　是正請求が是正請求期間の経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、決定で、当該是正請求を却下する。
是正請求に係る行為等が適正であり、是正の必要性が認められない場合には、審査庁は、決定で、当該是正請求を棄却する。 ２　是正請求に係る行為等が適正ではないが、これを是正することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、是正請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、行為等を是正することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、決定で、当該是正請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、決定の主文で、当該行為等が適正でないことを宣言しなければならない。	２　是正請求に係る行為等が適正であり、是正の必要性が認められない場合には、審査庁は、決定で、当該是正請求を棄却する。 ３　是正請求に係る行為等が適正ではないが、これを是正することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、是正請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、行為等を是正することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、決定で、当該是正請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、決定の主文で、当該行為等が適正でないことを宣言しなければならない。
（決定の方式） 第28条　決定は、次に掲げる事項を記載した決定書により行わなければならない。 （１）　主文 （２）　事案の概要 （３）　審理関係人の主張の要旨 （４）　理由（第１号の主文が是正請求審査会の答申書若しくは議会の議決若しくは審議会等の議又は審理員意見書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。） ２　第24条第１項の規定による是正請求審査会への諮問を要しない場合には、前項の決定書には、審理員意見書を添付しなければならない。 ３　審査庁は、決定をしたときは、決定書の謄本を審理関係人（審査庁である行為庁を除く。）に送付しなければならない。 （決定の拘束力） 第29条　是正請求の認容に当たり、一定の行為が必要となるときは、当該行為を所管する市の機関は、決定の趣旨に従い、当該行為をしなければならない。	

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td colspan="2">２　公表された行為等が決定で取り消され、又は変更された場合には、行為庁は、当該行為等が取り消され、又は変更された旨を公表しなければならない。
３　行為等の相手方以外の者に通知された行為等が決定で取り消され、又は変更された場合には、行為庁は、その通知を受けた者（是正請求人及び参加人を除く。）に、当該行為等が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。
（証拠書類等の返還）
第30条　審査庁は、決定をしたときは、速やかに、第17条第１項又は第２項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件及び第18条第１項第１号の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。
第３章　是正請求審査会
第１節　設置及び組織
（設置）
第31条　市に、是正請求審査会（以下この章において「審査会」という。）を置く。
２　行政不服審査法第81条第１項に規定する機関は、審査会とする。
３　審査会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項及び行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
４　審査会は、第24条第１項の規定による諮問及び行政不服審査法第43条第１項の規定による諮問に対する答申において、当該是正請求及び当該審査請求の原因となった制度の改善に関し建議することができる。
５　審査会は、この条例に定める職務の遂行を通じて得た市政に関する知見に基づき、自己の発意により調査を行い、市に対し市政運営の改善に関し建議することができる。
（組織）
第32条　審査会は、委員７人以内をもって組織する。
２　委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者及び市民のうちから、市長が委嘱する。
３　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　委員は、再任されることができる。
５　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
６　前各項に掲げるもののほか、審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。
第２節　調査審議手続
（審査会の調査権限）</td></tr>
<tr><td>第33条　審査会は、必要があると認める場合には、是正請求に係る事案に関し、是正請求人、参加人又は行為庁（以下この節において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下この節において「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</td><td>第33条　審査会は、必要があると認める場合には、是正請求に係る事案に関し、是正請求人、参加人又は第24条第１項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下この節において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下この節において「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">２　前項の規定による審査会の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（意見の陳述）
第34条　審査会は、審査関係人から申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。
（主張書面等の提出）
第35条　審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提</td></tr>
</table>

新	旧
出しなければならない。	
2　審査関係人から第33条及び前項に規定する主張書面又は資料の提出があったときは、審査会は、その写しを審査関係人（当該主張書面又は資料を提出した者を除く。）に送付しなければならない。	2　　前項に規定する主張書面又は資料の提出があったときは、審査会は、その旨　を審査関係人（当該主張書面又は資料を提出した者を除く。）に通知しなければならない。
＜削る＞	（提出資料の閲覧等） 第36条　審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。 2　審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。 3　審査会は、第１項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。 4　第１項の規定による交付に係る手数料は、無料とする。ただし、当該交付を行う場合における写し又は書面の作成及び送付に要する費用は、審査関係人の負担とする。
（答申書の送付等）	
第36条　審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査関係人　　に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。	第37条　審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを是正請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。
第４章　雑則 （運用状況の公表）	
第37条　市長は、毎年１回、この条例の運用状況（行政不服審査法に基づく不服申立て　　に係るものを除く。）を取りまとめ、公表しなければならない。	第38条　市長は、毎年１回、この条例の運用状況（行政不服審査法に基づく不服申立て（同法第１条第２項に規定する他の法律に特別の定めがある場合の不服申立てを含む。）に係るものを除く。）を取りまとめ、公表しなければならない。
（委任）	
第38条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第39条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附　則 （施行期日）	

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td colspan="2">第１条　この条例は、平成22年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為）
第２条　第32条第２項の規定による是正請求審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。
（経過措置）
第３条　施行日前に受け付けた不服申立てであって、施行日において裁決の行われていない不服申立てがある場合にあっては、当該不服申立てについて施行日前に行われた事務については、この条例の相当の規定により処理されたものとみなす。この場合において、第４条第１項に規定する審査庁等が保有している資料その他の物件については、審理員に引き継ぐものとする。
第４条　（多治見市行政手続条例の一部改正）　＜略＞
第５条　（多治見市職員による公益通報に関する条例の一部改正）　＜略＞
第６条　（多治見市情報公開条例の一部改正）　＜略＞
第７条　（多治見市個人情報保護条例の一部改正）　＜略＞
第８条　（多治見市情報公開条例及び多治見市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）　＜略＞
改正附則（平成22年３月24日条例第３号抄）　＜略＞
改正附則（平成26年12月22日条例第37号抄）　＜略＞
改正附則（平成27年12月24日条例第37号）　＜略＞
改正附則（平成28年３月24日条例第14号抄）　＜略＞
改正附則（令和２年６月30日条例第17号）　＜略＞</td></tr>
<tr><td>附　則（令和３年　月　日条例第　号）
（施行期日）
１　この条例は、令和４年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
２　改正後の多治見市是正請求手続条例の規定は、施行日以後に請求のあった是正請求について適用し、施行日前に請求のあった是正請求については、なお従前の例による。</td><td></td></tr>
</table>